

「公衆浴場衛生基準等に関する条例」の一部改正（骨子案）
に関する県民意見募集について

1 意見募集期間

令和6年7月4日(木)から令和6年8月2日(金)まで【郵送の場合は当日必着】

2 閲覧資料

- (1) 「公衆浴場衛生基準等に関する条例」の一部改正（骨子案）
- (2) 「公衆浴場衛生基準等に関する条例」（現行）、「公衆浴場法施行細則」（現行）
- (3) 「公衆浴場における衛生等管理要領等について」(平成12年12月15日 生衛発第1,811号)

3 閲覧及び入手方法

- (1) 和歌山県生活衛生課ホームページから閲覧、ダウンロードできます。
(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031600/d00217364.html>)
- (2) 閲覧資料の備え付け場所
県庁生活衛生課（県庁本館4階）
和歌山県情報公開コーナー（県庁本館2階）
各県立保健所 衛生環境課（新宮保健所串本支所にあつては保健環境課）

4 意見書の提出方法

件名に「公衆浴場衛生基準等に関する条例」の一部改正（骨子案）に対する意見」と明記の上、次のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 郵 送 〒640-8585（住所記載不要） 県庁生活衛生課あて
- (2) F A X 073-441-2639
- (3) E メール e0316001@pref.wakayama.lg.jp

5 意見書の提出に係る留意事項

- (1) 様式は自由ですが、以下の内容を記載してください。
①住所 ②氏名 ③電話番号 ④ご意見
(ホームページに様式例を掲載していますので、参考にしてください。)
- (2) 口頭及び電話でのご意見は、受付できません。また、提出いただいた書類については、返却できませんので御了承ください。

6 ご意見の公表

- (1) 提出いただいたご意見の要旨とそれに対する県の考え方を一定期間、公表します。(氏名、連絡先等の個人情報は公表しません。また、個別回答はしません。)
- (2) 類似のご意見については、まとめて公表することがあります。
- (3) 内容が案件に合致しないもの及び賛否の結論のみを示したものや、趣旨が不明瞭なものなどについては県の考えを示さない場合があります。

7 お問合せ先

和歌山県環境生活部生活局生活衛生課 環境衛生班
TEL 073-441-2620（直通）
FAX 073-441-2639

公衆浴場衛生基準等に関する条例の一部改正(骨子案)について

【改正の目的】

条例制定から約70年が経過する中で、平成15年に「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」が改正され、公衆浴場の役割には、公衆衛生の向上及び増進に加え、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上が追加されています。また、昨今において、全国的なアウトドアサウナの流行など、多様化する消費者ニーズを踏まえ、公衆衛生を担保するために必要な規定を整備するとともに、現行の衛生管理の観点から規定の見直しを行います。

【改正の概要】

【方針】

国の技術的助言である「公衆浴場における衛生等管理要領等について」を基に、主に構造設備基準の条文を見直し、かつ条例の項目、並び順を整理

【主な改正内容】

- ① 浴室、脱衣場等の数値基準を県規則に移行
- ② 浴室及び脱衣場の完全な障へい（高さ1.8メートル以上）の数値基準を削除
- ③ 浴室の天井高（3.7メートル以上）についての規定を削除
- ④ 脱衣場の天井高（3メートル以上）についての規定を削除
- ⑤ 浴室及び脱衣場の照度（10ルクス以上）の数値基準を削除
- ⑥ 浴室及び脱衣場の窓の面積規定を削除
- ⑦ 浴室又は脱衣場に飲料水を供給するための設備設置に関する規定を追加
- ⑧ サウナ設備に関して、利用者の安全面及び衛生面を確保するための規定を追加

- ・ 内壁等は耐熱性の材料をもって築造すること
- ・ サウナ室内を見通せる窓を設けること
- ・ 非常用ブザー等を設けること
- ・ 床面は、排水が容易に行えるよう適なこう配及び排水口を設けること
- ・ サウナ室の換気を適切に行うため、給気口及び排気口を適な位置に設けること

※施行日時点において現に許可を受けて営業している施設について、当面の間、構造設備に係る基準の緩和ができるものとする。

【施行日】

令和6年10月予定（※⑦、⑧については、9か月程度の猶予期間を設けて施行予定）

変更・削除等項目

新				旧		
条項	項目	条文(案)	細則数値基準(案)	条項	項目	条文
-	施設全般	削除		第2条第1項(1)	施設全般	浴場の出入口は、男女を区別し、かつ戸障子の開閉によって浴室及び脱衣場を外部より見透しできないようにすること。
第4条第1項(1)	脱衣場	男女を区別し、相互に、かつ、浴場外から見通すことができない構造とすること。	-	第2条第1項(2)	浴室、脱衣場	浴室及び脱衣場は、すべて男女を区別し互に見透しできないよう、高さ1.8メートル以上の完全な障へいを設けること。
第4条第2項(1)	浴室	男女を区別し、相互に、かつ、浴場外から見通すことができない構造とすること。	-			
第4条第1項(2)	脱衣場	床面積は、男女共に規則で定める面積以上とすること。	各14平方メートル以上	第2条第1項(3)	脱衣場	脱衣場の面積は、男女各14平方メートル以上、天井の高さは、3メートル以上とすること。
第4条第2項(8)	浴槽	浴槽の築造は、耐水性の材料を用いるほか、その構造は次によらなければならない。ただし、同一の浴室に2以上の浴槽を設けるときは、その1つの浴槽を除いては次のアからウまでの規定はこれを適用しない。		第2条第1項(4)	浴槽	浴槽の築造は、石材、煉瓦、人造石又はこれに代るべき不浸透質材料を用いてするのほか、その構造は次によらなければならない。ただし、同一の浴室に2以上の浴槽を設けるときは、その1つの浴槽を除いては次のイからオまでの規定はこれを適用しない。
-	浴槽	削除		第2条第1項(4)	浴槽	ア 槽底は外部地盤面の高さ以上
第4条第2項(8)	浴槽	ア 浴槽内面積は、規則で定める面積以上とすること	3.6平方メートル以上	第2条第1項(4)	浴槽	イ 内法面積は、4平方メートル以上
-	浴槽	削除		第2条第1項(4)	浴槽	ウ 深さ0.7メートル以上
第4条第2項(8)	浴槽	イ 上縁は洗場の表面より規則で定める高さ以上とすること	5cm以上(15cm以上が望ましいこと)	第2条第1項(4)	浴槽	エ 露出部は洗場の表面より0.3メートルから0.5メートルまで
第4条第2項(8)	浴槽	ウ 必要に応じて浴槽内に手すり及び階段を設けること		第2条第1項(4)	浴槽	オ 浴槽内に階段を設けるときは、踏面は0.2メートル以上
第4条第2項(4)	浴室	天井は適当な勾配を設ける等して、水滴が落下しないようにすること。また、浴室には、湯気抜き、換気扇等を設けること。	-	第2条第1項(5)	浴室	浴室の天井の高さは3.7メートル以上とし、その中央に湯気抜き窓を設け、その大きさは、浴室の床面積の12分の1以上とすること。
第4条第1項(5)	脱衣場	第4条第1項(5)に内容を移行		第2条第1項(6)	浴室、脱衣場	脱衣場及び浴室の窓は、開閉自由であって、床面積の5分の1以上(出入口を含む。)とし、あけた場合でも外部より見透しできないようにすること。
第4条第2項(9)	浴室	窓を設ける場合は、窓を開けた場合でも外部から見透しできないようにすること。		第2条第1項(7)	浴室	天井に硝子窓を設けるときは、金網入ガラスを使用すること。
-		削除		第2条第1項(8)	浴室	浴室の周囲は、床上1.5メートルまでは、煉瓦又はコンクリートをもって築造し、その他は全部板張り又は防湿材料をもって築造すること。
第4条第2項(2)	浴室	床面及び規則で定める高さ以上の周壁は、耐水性の材料で築造すること。	床面から1m以上	第2条第1項(9)	浴室	浴室の面積は、男女各20平方メートル以上とし、床は不浸透質材料をもって築造し適当な水垂勾配を造り汚水が、屋外下水溝に完全流下するようにすること。
第4条第2項(5)	浴室	洗場の面積は、男女共に規則で定める面積以上とし、適当な水垂勾配を造り、汚水が屋外下水溝に完全流下するようにすること。また、すべりにくい材質又は構造とすること。	各14平方m以上	第2条第1項(10)	排水溝	排水溝は、煉瓦その他不浸透質材料をもって築造し、完全な暗きよとすること。
第4条第3項(3)	排水溝	排水溝は、不浸透性の材料で築造し、金網を設ける等、必要に応じてねずみ、昆虫等の防除設備を設けること。		第2条第1項(11)	脱衣場	脱衣場の床面は、浴室の床面より高くすること。
第4条第1項(3)	脱衣場	床面は、耐水性の材料で築造すること。		第2条第1項(12)	脱衣場	脱衣場の床下地盤は外部地盤より0.06メートル以上高くし、コンクリート又はしっくいたたきとし、適当な換気方法を講じ完全な防鼠(そ)の設備をすること。
-		削除		第2条第1項(13)	浴室、脱衣場	脱衣場及び浴室の床面における照度を10ルクス以上の照度に保有し、停電又は故障のための予備装置を施すこと。
第7条第1項(25)	衛生、保温、照度	浴室及び脱衣場の床面において、入浴、脱衣等に支障のない照度を確保すること。				

新				旧		
条項	項目	条文(案)	細則数値基準(案)	条項	項目	条文
第5条第1項	サウナ	公衆浴場のうち熱気又は蒸気を使用して入浴させる施設の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。		第2条の2第1項	サウナ	その他の公衆浴場のうち蒸気、熱気又は砂等を使用して浴室に同時に多数人を入浴させる施設の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。
第5条第1項(1)	サウナ	熱気室(浴室のうち熱気又は蒸気を使用するものをいう。以下この項において同じ。)は男女を区別し、床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料で築造すること。		新	サウナ	
第5条第1項(2)	サウナ	熱気室の床面は、必要に応じて排水が容易に行えるよう適当なこう配及び排水口を設けること。		新	サウナ	
第5条第1項(3)	サウナ	熱気室内の放蒸器、放熱器等は直接身体に接触しないような構造とし、熱気室内に温度計を備えること。		第2条の2第1項(1)	サウナ	浴室内の放蒸器、放熱器等は直接身体に接触しないような構造とし、浴室内に温度計を備えること。
第5条第1項(4)	サウナ	熱気室の換気を適切に行うため、給気口及び排気口を適当な位置に設けること。		新	サウナ	
第5条第1項(5)	サウナ	熱気室の室内を見通すことができる窓を適当な位置に設けること。また、室内には、入浴者の利用しやすい場所に非常用ブザー等を設けること。		新	サウナ	
第5条第1項(6)	サウナ	入浴者の休息に必要な休息室を設けること。		第2条の2第1項(2)	サウナ	入浴者の休息に必要な休息室を設け、その面積は脱衣場と同等以上とすること。
第5条第1項(7)	サウナ	熱気室の出入口の扉には、施錠の設備をしないこと。		第2条の2第1項(3)	サウナ	脱衣室、浴室及び休息室の出入口の扉には、施錠の設備をしないこと。
第2条の2第2項(1)	個室	前項第3号及び第7号に掲げる事項(この場合において、前項第3号中「熱気室」とあるのは「浴室」と読み替えるものとする。)		第2条の2第2項(1)	個室	前項第1号及び第3号に掲げる事項
第2条の2第2項(2)	個室	床面積は規則で定める面積以上とし、適当な広さの脱衣室と浴室とに区分すること。	10平方メートル以上	第2条の2第2項(2)	個室	床面積は10平方メートル以上とし、適当な広さの脱衣室と浴室とに区分すること。
第2条の2第2項(3)	個室	個室の出入口扉に通路床面から規則で定める高さ以上の位置に規則で定める大きさ以上の無色かつ透明なガラス窓を設け、内部の見透しをささぎるものを置かないこと。	1メートル以上、縦0.3メートル横0.3メートル以上	第2条の2第2項(3)	個室	個室の出入口とびらに通路床面から1メートル以上の位置に無色かつ透明なガラス窓(縦0.3メートル横0.3メートル以上のもの)を設け、内部の見透しをささぎるものを置かないこと。
第2条の2第2項(4)	個室	個室内の照明用の電灯は、当該個室以外の場所で点滅又は減光する装置とすること。		第2条の2第2項(4)	個室	個室内の照明用電燈は、当該個室以外の場所で点滅又は減光する装置とすること。
第4条第3項(1)	下足、傘置き	公衆浴場のはきものを保管できる設備及び傘の置場は適当な場所に設けなければならない。		第3条	下足、傘置き	公衆浴場の下足及び傘の置場は適当な場所に設けなければならない。
第4条第1項(5)	脱衣場	開放できる窓又は換気設備を設けること。また、窓を設ける場合は、窓を開けた場合でも外部から見透しできないようにすること。		第4条第1項(1)	脱衣場	換気孔を設けること。
第4条第1項(6)	脱衣場	洗面設備を設けること。		第4条第1項(3)	脱衣場	洗面所を設けること。
第4条第2項(7)	浴室	入浴者数に応じた十分な数の洗い桶及び腰掛を備えること		第5条第1項(2)	脱衣場	洗い桶及び腰掛を充分に備えること。
第4条第3項(2)	飲料水	浴室又は脱衣場のうち入浴者の利用しやすい場所に1か所以上の飲料水を供給する設備等を設けること。		新	飲料水	
第7条第1項(2)	衛生、保溫、照度	浴場の出入口には、標灯を設け、夜間は点灯すること。		第6条第1項(2)	衛生、保溫、照度	浴場の出入口には、男女識別の看板を掲げ、かつ、夜間は標燈を点ずること。
第7条第1項(7)	衛生、保溫、照度	浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の残留塩素濃度を毎日測定して、規則で定める残留塩素濃度となるようにするとともに、当該測定結果を記載した書類を検査の日から3年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件によりこれにより難しい場合には、他の適切な措置を講ずること。		第7条第1項(7)	衛生、保溫、照度	浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の残留塩素濃度を毎日測定して、規則で定める残留塩素濃度となるよう努めるとともに、当該測定結果を記載した書類を検査の日から3年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件によりこれにより難しい場合には、他の適切な措置を講ずること。
第7条第1項(20)	衛生、保溫、照度	脱衣場は、しばしば消毒をすること。ただし、病毒汚染のおそれがある場合はその都度消毒をすること。		第7条第1項(20)	衛生、保溫、照度	脱衣場は、しばしば消毒をすること。ただし、病毒汚染のおそれがある場合はその都度すること。
第7条第1項(22)	衛生、保溫、照度	入浴者共用のタオル、くし、ブラシ等の類を備えないこと。		第7条第1項(22)	衛生、保溫、照度	入浴者共用の手拭、くし、刷毛等の類を備えないこと。